

調停の申立てについて（建設局関係）

次のとおり調停を申し立てる。

当事者及び事件名	事 件 概 要
1 申立人 大 阪 市 相手方 土地所有者 ほか1名 2 大阪簡易裁判所 工事内容確定等調停 申立事件	本市は、相手方土地所有者が所有する住吉区所在の土地（以下「本件土地」という。）の一部に存する本市が所有する地先境界ブロックの一部（以下「本件ブロック」という。）の据直し工事（以下「本件工事」という。）を施工するため、本件工事の施工方法について相手方土地所有者と協議を行ったところ、本件ブロック及び本件土地上に存する建物等（以下「本件建物等」という。）に接する側溝（以下「本件側溝」という。）の存する部分に係る本件工事の施工方法等について争いが生じ、当該協議が調わなかったため、相手方土地所有者及び本件建物等の所有者である相手方建物等所有者（以下「相手方ら」という。）に対し、本件側溝の所有者の確認を求めるとともに、本件工事の施工方法としてどのような方法が相当であるかについて協議を行い、本市と相手方らが合意した施工方法により本件工事を施工することの同意を求めもの

平成30年5月15日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

工事内容の確定等を求める調停を申し立てるため、この案を提出する次第である。